

議員提出議案第3号

「安全保障法制改定法案」を廃案にすることを求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成27年6月 日

提出者 浜田佳資

賛成者 竹内ひろみ

〃 久保秀徳

「安全保障法制改定法案」を廃案にすることを求める意見書

安倍内閣は、「自衛隊法」、「武力攻撃事態法」、「周辺事態法」、「国連平和維持活動協法力」等を改定する平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案（以下併せて「本法案」という。）を国会に提出し、本国会で成立させようとしている。

本法案は、自衛隊が、平時から緊急事態に至るまで、地理的限定がなく、世界のどこでも、切れ目なく、自らの武力の行使や戦争を遂行する他国の支援、停戦処理活動等を広範に行うことを可能にするものである。

これらの法案には次の大きな問題があると指摘されている。

まず、本法案は昨年 of 集団的自衛権の行使容認の閣議決定を受けて具体化したものであり、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされる等の要件を満たす事態を「存立危機事態」と称し、この場合に、世界のどこでも自衛隊が米国及び他国軍隊と共に武力行使することを可能としている。これは「専守防衛」の枠外の集団的自衛権の行使である。

次に、地理的限定がなくどこでも、自衛隊が、戦争を行っている米国及び他国軍隊に、弾薬の提供等を含む支援活動（「後方支援」）を行うことを可能としている。「後方支援」は、国際的には「兵たん」という戦争行為の一部であり、これまで禁止されていた他国との武力行使の一体化は避けられないものである。

その他、「国連平和維持活動」以外にも自衛隊の活動範囲を拡大し、武力行使に発展する可能性も指摘されている。

ところが、国会での政府答弁はこれらの疑問に十分に答えたものと言えなく、その上、本法案は戦争放棄と戦力不保持という憲法第9条の規範的核心を構成するものに反するものであり、憲法改正手続きを経ずに法律により憲法の条項を実質的に改変するものとして立憲主義、国民主権の原理に反し許されないものである。

また、この一連の法案整備は、集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求めた平成26年6月議会での本議会の意見書にも反するものである。

よって、国においては、本法案を廃案にすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

生 駒 市 議 会